

「産科医療補償制度」創設に係る

診療報酬上の対応について

第1 産科医療補償制度について

当該制度は、分娩機関と妊産婦との契約に基づいて、通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺となった者に補償金を支払う制度であり、併せて、紛争の防止・早期解決のために、医学的観点から事例を分析し、結果を両当事者にフィードバックするほか、原因分析された各事例の公開により、同種の医療事故の再発防止等を図るものであり、平成21年1月1日から実施される（参考資料参照）。

第2 課題

この制度に加入している分娩機関における分娩のみが、補償の対象となるため、1人でも多くの妊産婦をこの制度の対象とするためには、各分娩機関の本制度への加入が重要となる。このため、都道府県がHP等を通じて行う医療機能に関する情報提供の項目に本制度の加入状況を追加する等の加入促進策を講じているところであるが、社会保障審議会の関係部会においては診療報酬上の対応を求める意見もあったところ。

第3 論点

この制度への加入促進の観点に加え、リスクの高い分娩を取り扱うことの多い医療機関にあっては、妊産婦に対して良質のサービスを提供する環境を整えているべきであるとの観点から、ハイリスク妊娠管理加算及びハイリスク分娩管理加算の算定要件に、この制度に加入していることを加えてはどうか。

ハイリスク妊娠管理加算及びハイリスク分娩管理加算の施設基準について(案)

[改正前]	[改正後]
<p>ハイリスク妊娠管理加算 1,000 点</p> <p>施設基準</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 産婦人科又は産科を標榜する保険医療機関であること。 ロ 当該保険医療機関内に専ら産婦人科又は産科に従事する医師が一名以上配置されていること。 	<p>ハイリスク妊娠管理加算 1,000 点</p> <p>施設基準</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 産婦人科又は産科を標榜する保険医療機関であること。 ロ 当該保険医療機関内に専ら産婦人科又は産科に従事する医師が一名以上配置されていること。 ハ 財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施していること。
<p>ハイリスク分娩管理加算 2,000 点</p> <p>施設基準</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 当該保険医療機関内に専ら産婦人科又は産科に従事する常勤医師が三名以上配置されていること。 ロ 当該保険医療機関内に常勤の助産師が三名以上配置されていること。 ハ 一年間の分娩実施件数が百二十件以上であり、かつ、その実施件数等を当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。 ニ 病院勤務医の負担の軽減に資する体制が整備されていること。 	<p>ハイリスク分娩管理加算 2,000 点</p> <p>施設基準</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 当該保険医療機関内に専ら産婦人科又は産科に従事する常勤医師が三名以上配置されていること。 ロ 当該保険医療機関内に常勤の助産師が三名以上配置されていること。 ハ 一年間の分娩実施件数が百二十件以上であり、かつ、その実施件数等を当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。 ニ 病院勤務医の負担の軽減に資する体制が整備されていること。 ホ 財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施していること。

産科医療補償制度創設に向けたこれまでの取組状況

1. 医療紛争処理のあり方検討会（自由民主党政務調査会）

（１）平成１８年９月７日から１１月１７日までに６回開催

○主に関係者からのヒアリング

（２）平成１８年１１月２９日（第７回）

○「産科医療における無過失補償制度の枠組みについて」を公表

○公明党「医療事故に係る無過失補償制度とＡＤＲに関する検討ワーキングチーム」においても同様の結論

2. 産科医療補償制度運営組織準備委員会（（財）日本医療機能評価機構）

（１）平成１９年 ２月１９日

○「産科無過失補償制度創設事業」の委託契約を締結

（２）平成１９年 ２月２３日から１２月１９日までに１１回開催

○関係者からのヒアリング及び補償制度の内容について検討

（３）準備委員会に産科医療補償制度に関する調査専門委員会を設置し、平成１９年 ４月１３日から１１月１６日までに５回開催

○脳性麻痺発生状況の調査、補償対象基準等を検討

（４）平成２０年 １月２３日（第１２回）

○報告書のとりまとめ

3. 社会保障審議会

（１）医療部会

○平成１９年９月１７日

「緊急医師確保対策について（産科医療補償制度）」

○平成２０年９月４日

「産科医療補償制度」

（２）医療保険部会

○平成１９年９月２０日

「産科医療補償制度構築に向けてのこれまでの取り組み状況」

○平成２０年９月１２日

「出産育児一時金制度の見直しについて（産科補償制度関係）」

産科医療補償制度の概要（平成21年1月1日～）

補償の仕組み

- 分娩機関と妊産婦との契約に基づいて、通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺となった者に補償金を支払う。
- 分娩機関は、補償金の支払いによる損害を担保するため、運営組織が契約者となる損害保険に加入する。

補償対象

（※ 対象者推計数：年間概ね500～800人）

- 通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺となった場合とする。
 - ・ 出生体重2,000g以上 かつ 在胎週数33週以上 ・ 身体障害者等級1・2級相当の重症者
 - ・ 先天性要因等の除外基準に該当するものを除く
- 出生体重・在胎週数の基準を下回る場合でも、在胎週数28週以上の者については、個別審査

補償金額

3,000万円(一時金:600万円+分割金:2,400万円(20年間))

保険料(掛金)

一分娩当たり 30,000円

加入促進策

- 都道府県がHP等を通じて行う医療機能に関する情報提供の項目に本制度の加入状況を追加
- 医療機関が広告できる項目に本制度加入を追加
- (財)日本医療機能評価機構のHPを通じて加入分娩機関を公表

その他

- 紛争の防止・早期解決のために、医学的観点から事例を分析し、結果を両当事者にフィードバック
- 原因分析された各事例の公開により、同種の医療事故の再発防止等を図る。
- 遅くとも5年後を目処に、制度内容について検証し、適宜必要な見直しを行う。